

# 感謝!

東京弁護士会知的財産権法部

		部長	川田 篤
副部長	飯塚 卓也	副部長	深井 俊至
事務局長	池原 元宏	事務局次長	井上 義隆

気が付けば、はや十年。平成 19 年の春、日本弁理士会館を訪れた。会館入口すぐ脇の会議室、パテント編集責任者をされていた羽村行弘先生(故人)とお会いした。ヤンキースの帽子をかぶってこられた姿が、昨日のこのように今も目に浮かぶ。現在、東京弁護士会知的財産権法部の部長を拝命している当職は、当時、当部の判例等検討小部会長なるものを務めていた。

東京弁護士会における当部の定例会では、発表者の力のこもった研究報告も見られながら、惜しむらくは、なかなか世に問う機会がない。そのような中、日本弁理士会のお力をお借りするべく、パテント誌の門戸をたたいた。法曹の視点からの判例研究をということで、当部からの投稿を継続的に御掲載いただくことを御快諾いただいた。パテント誌 60 巻 5 号にそのときの経緯が掲載されている。

るものを投稿することを目指しながらも、もちろん紆余曲折・試行錯誤はあった。当初意図した判例研究の趣旨から少し外れた企画もある。

しかし、その中でも特筆すべき企画は、平成 24 年 3 月の東京弁護士会の主催、日本弁理士会などの共催で開催された当部の「創部三十周年記念シンポジウム」であろう。当部の初代会長の安原正之弁護士の挨拶に始まり、前部長の櫻井彰人弁護士、現副部長の飯塚卓也弁護士をモデレーターとして、当時の日本弁理士会会長の奥山尚一先生はもちろんのこと、歴代の知財高裁の所長など多士済々を弁護士会館のクレオにお招きし、限られた時間の中で活発な議論をしていただいた。その模様は、パテント誌 65 巻 8 号・9 号にも御掲載いただいている。本来、モデレーターを予定しておりながら急逝された当部の前部長の美勢克彦弁護士の追悼として、これ以上のものは望み得なかったであろう。その意味でもパテント誌に感謝してもしきれない。

弁理士登録数は十年前と比べて大幅に増加した。それは同時にパテント誌の読者の増加をも意味する。それだけ多数の厳しい目で当部の投稿も見られていることに想いをはせながら、これからも折に触れて投稿させていただき、御掲載いただくことを是非ともお願いしたい。今後一層、生半可なことではなく、緊張感を持ちながら、水準に達しないものは不掲載になることも覚悟の上で、パテント誌編集部の先生方とは真剣勝負をさせていただく所存。言葉には尽くせないものもあるが、改めて日本弁理士会、パテント誌編集委員会の皆様「感謝」を申し上げさせていただき、貴会と当部との今後の益々の発展を祈念したい。

(文責 東京弁護士会知的財産権法部部长 川田 篤)

## 東京弁護士会知的財産権法部 判例研究の連載について

東京弁護士会法律研究部 知的財産権法部 部長 金井 重彦  
事務局長 秋山 住胤 事務局次長 鹿野 真美  
判例等検討小部会長 川田 篤 同事務局次長 人見 友美

この度、東京弁護士会知的財産権法部判例等検討小部会における判例研究を、歴史あるパテント誌に平成 19 年 6 月号から連載させていただくこととなりました。つきましては、当部を紹介させていただくとともに、連載させていただく判例研究の概要を御説明させていただきます。

### パテント誌60巻5号49頁より

平成 19 年 6 月号の初回の当部部員中村閑弁護士の判例研究の掲載に始まり、それから十年。この平成 29 年 10 月号の当部部員で元知財高裁判事の穴戸充弁護士の掲載で、記念すべき「第 100 回」を数える。これまでの掲載の一覧をこの謝辞の末尾に掲げた。まさに望外の幸せであり、ただ「感謝」の一文字。これまで掲載した論考が、いろいろな知的財産関係の論考などにも引用されているのを見ると、努力が多少とも報われた思いがしたものである。

パテント誌の読者の関心と呼び、かつ、お役に立て